

広島県告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三次市君田町櫃田字市井谷一九〇の一から一九〇の四まで、一九〇の六、一九〇の七、一九〇の四二、一九〇の四三、一九〇の五〇、一九〇の五二、一九〇の五三、泉吉田字丑谷二一〇、二一一の一、二一一の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）